

令和8年6月30日

佐賀市議会
議長 松永 幹哉 様

総務委員会
委員長 江原 新子

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第42号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 中、第1条（第1表）歳入全款、歳出2款1項 1目、9目、18目、22目、9款、10款6 項、第2条（第2表）	可決
第45号議案	佐賀市行政手続条例の一部を改正する条例	可決
第47号議案	佐賀市立公民館条例の一部を改正する条例	可決
第48号議案	佐賀市富士しゃくなげ湖水上競技場条例の一部 を改正する条例	可決
第52号議案	本庁舎（南棟）外壁改修外工事請負契約の一部 変更について	可決
第56号議案	損害賠償の額の決定及び和解について	可決
第59号議案	佐賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例	可決
第60号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 中、第1条（第1表）歳入全款	可決

令和8年6月30日

佐賀市議会
議長 松永 幹哉 様

福祉生活委員会
委員長 西岡 真一

福祉生活委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第42号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 中、第1条（第1表）歳出2款3項、3款1項	可決
第57号議案	専決処分について（佐賀市市税条例の一部を改正する条例）	承認
第58号議案	専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	承認
第60号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 中、第1条（第1表）歳出3款1項	可決

令和8年6月30日

佐賀市議会
議長 松永 幹哉 様

教育環境委員会
委員長 村岡 卓

教育環境委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第42号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 中、第1条（第1表）歳出3款3項、4款、10款5項	可決
第53号議案	久保田保健センター改修（建築）工事請負契約の一部変更について	可決
第54号議案	財産の取得について	可決
第55号議案	財産の取得について	可決
第60号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 中、第1条（第1表）歳出3款3項、4款	可決

別 紙

第42号議案 令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）
（教育環境委員会付託分）に対する附帯決議

本議案の審査の結果、予算執行等に当たって、次の意見等を付すので、対応されるよう求める。

1 子育て共助推進事業

本事業の要であるコーディネーターの発掘・育成については、その手法や育成過程が明確とは言い難い。また目標である委託業者に頼らない当該事業の自走を達成するため、以下の事項についての対応を求める。

- (1) 事業の重複による非効率な運営や利用者の混乱を招くことがないように、既存のファミリーサポート事業やサポートママ事業、なかまほいくと事業の役割分担を整理した上で実施すること。
- (2) 事業の実効性を担保するため、単なる人材登録に終わることがないように、実際の支援活動を担う人材の発掘・育成に向けた具体的かつ実効性のある仕組みを構築すること。
- (3) 事業実施に当たっては、市内の事業所や子育て支援団体との連携を十分に図ること。
- (4) 事業の実施状況について、適時議会へ報告を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月30日

佐賀市議会
議長 松永 幹哉 様

産業建設委員会
委員長 黒田 利人

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
第42号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第1号） 中、第1条（第1表）歳出2款1項10目、19目、24目、25目、6款、7款、8款	可決
第43号議案	令和8年度佐賀市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	可決
第44号議案	佐賀市工場立地法準則条例	可決
第46号議案	佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例	可決
第49号議案	佐賀市自動車運送事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	可決
第50号議案	市道路線の廃止について	可決
第51号議案	市道路線の認定について	可決
第60号議案	令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） 中、第1条（第1表）歳出2款、7款	可決
第61号議案	令和8年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第1号）	可決
第62号議案	佐賀市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例	可決

別 紙

第60号議案 令和8年度佐賀市一般会計補正予算（第2号） （産業建設委員会付託分）に対する附帯決議

本議案の審査の結果、予算執行等に当たって、次の意見等を付すので、対応されるよう求める。

1 次世代交通実証事業

本事業の目的である、自動運転技術の活用によるバス路線の維持・確保や運転士不足への対応は重要な課題であり、その取組の意義は理解するところである。しかしながら、本事業の試算では自動運転バス実装以降、年間約1,030万円の収支不足が見込まれており、示された財源確保策については、その積算根拠が不明確で実現性に乏しい。加えて、事業効果として示された経済波及効果及びスケールメリットによる支出抑制効果についても、具体的な試算根拠が十分に示されていない状況である。

また、自動運転技術の導入に当たっては、運用体制や事故発生時の対応等について、市民の理解と信頼を得るための十分な説明が不可欠である。

このことから、以下の事項についての対応を求める。

- (1) 自動運転バスの運行に当たっては、安全性の確保を最優先とし、実証運行における検証結果や事故防止対策、緊急時対応体制等について十分な検証を行うとともに、市民に対し分かりやすい情報提供に努めること。
- (2) 本事業の推進にあたっては、収支均衡を図るため、財源確保に努めること。
- (3) 自動運転バスの複数台導入による経費削減額等を算定し、スケールメリットによる支出抑制に努めること。
- (4) 事業の検討状況、検討結果について、適時議会へ報告を行うこと。

以上、決議する。